### 定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、アトミクス株式会社と称し、英文では、ATOMIX CO., LT D. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 塗料、顔料、染料、溶剤の製造および販売
  - (2)機械工具、塗装工事用車両の製作、販売、賃貸および修理
  - (3) 建物、その他構造物表面被覆材料の製造、加工および販売
  - (4) 合成樹脂化学製品の製造および販売
  - (5) 家庭日用品の製造および販売
  - (6) 塗装工事、建築土木工事、とび・土工工事の請負施工および設計監理
  - (7) 防水工事、内装仕上工事および造園工事の請負施工および設計監理
  - (8) 交通安全対策施設の製造、販売、工事の請負・設計・施工監理
  - (9) 塗料の製造、販売および技術に関するノウハウの提供ならびに指導
  - (10) 土木・建築用材料の製造、加工および販売
  - (11) スポーツ施設、遊戯場、駐車場の経営およびそれら施設の賃貸
  - (12) コンピューターソフトウエアの開発・販売・賃貸
  - (13) 情報処理提供サービス業ならびに情報提供サービス業
  - (14) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都板橋区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞 に掲載して行う。

# 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

### (自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

## (単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、 公告する。
  - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に 備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式 の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委 託し、当会社においては取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、 その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等 については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式 取扱規則による。

#### (基準日)

- 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を 有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使 することができる株主とする。
  - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招 集する。

### (招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって 取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 において定めた順序により、他の取締役が招集する。
  - 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があると きは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長とな る。

#### (電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出 席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行 使することができる。
  - 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ご とに提出しなければならない。

### (株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

# 第 4 章 取締役および取締役会

#### (取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

# (取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役 の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
  - 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
  - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名 および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名選定することができる。

#### (役付取締役の職務)

- 第23条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。
  - 2 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の業務を処理する。
  - 3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (相談役および顧問)

- 第 24 条 取締役会は、その決議をもって相談役および顧問各若干名を定めることがで きる。
  - 2 相談役および顧問は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

# (取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産 上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前まで に発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することがで きる。

#### (取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### (取締役会の決議の省略)

第29条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

# (取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

### (取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。

### (社外取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

### 第 5 章 監査役および監査役会

# (監査役および監査役会の設置)

第33条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

#### (監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。

#### (監査役の選任)

- 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

- 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 任期満了前に退任された監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### (監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。

### (監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

# (監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

# (監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (社外監査役との責任限定契約)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

#### 第 6 章 会計監査人

#### (会計監査人の設置)

第44条 当会社は、会計監査人を置く。

# (会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

- 第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### (会計監査人の責任免除)

第48条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、 法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低 責任限度額とする。

# 第7章 計算

### (事業年度)

第49条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### (期末配当金)

第50条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。

#### (中間配当金)

第51条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

#### (配当金の除斥期間等)

- 第52条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
  - 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

#### 附則

### (電子提供措置等に関する経過措置)

- 1 第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会の招集手続きについては、従前の例によるものとする。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月 を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制定 昭和23年5月10日 平成 元年1月27日 改正 改正 平成 4年6月26日 改正 平成 5年6月29日 改正 平成 6年6月29日 改正 平成 7年6月29日 改正 平成 10 年 6 月 26 日 改正 平成14年6月27日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 29 日 改正 平成17年6月29日 改正 平成 18 年 6 月 29 日 改正 平成21年6月26日 改正 平成 25 年 4 月 1 日 改正 平成25年6月27日 改正 平成27年6月26日 改正 2022年6月29日